

第8期（令和3～5年度）の保険料

☆平成30年～令和2年度（第7期）

※第1～3段階の保険料軽減が段階的に強化されました。

段階	対象者	計算方法	月額	年額
第1段階	・老齢福祉年金受給者で町民税非課税世帯 ・生活保護受給者 ・町民税非課税世帯で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方	基準額 ×0.3	1,810円	21,720円 H31:27,000円 H30:32,400円
第2段階	町民税非課税世帯で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.5	3,000円	36,000円 H31:45,000円 H30:53,880円
第3段階	町民税非課税世帯で、第2段階には該当しない方	基準額 ×0.7	4,200円	50,400円 H31:52,200円 H30:53,880円
第4段階	町民税課税世帯だが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方	基準額 ×0.9	5,390円	64,680円
第5段階	町民税課税世帯だが、本人は町民税非課税で第4段階に該当しない方	基準額	5,990円	71,880円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	7,190円	86,280円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.3	7,790円	93,480円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.5	8,990円	107,880円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.7	10,180円	122,160円
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	基準額 ×1.8	10,780円	129,360円

☆令和3年度（第8期）

※令和2年度から据え置きとなっています。

段階	対象者	計算方法	月額	年額
第1段階	・老齢福祉年金受給者で町民税非課税世帯 ・生活保護受給者 ・町民税非課税世帯で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方	基準額 ×0.3	1,810円	21,720円
第2段階	町民税非課税世帯で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.5	3,000円	36,000円
第3段階	町民税非課税世帯で、第2段階には該当しない方	基準額 ×0.7	4,200円	50,400円
第4段階	町民税課税世帯だが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方	基準額 ×0.9	5,390円	64,680円
第5段階	町民税課税世帯だが、本人は町民税非課税で第4段階に該当しない方	基準額	5,990円	71,880円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	7,190円	86,280円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	7,790円	93,480円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	8,990円	107,880円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.7	10,180円	122,160円
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	基準額 ×1.8	10,780円	129,360円